

通学定期券の発行条件緩和について

弊社では、通学定期券発行条件について、下記のとおり条件緩和を行います。

記

1. 実施日

2026年4月1日より

2. 条件緩和内容

(1) 学校指定手続き

実施日以降は「新規」を含め、学校指定申請を省略いたします。

※ ただし、実習用定期券を購入する場合は、学校からの実習用定期券発売申請書の提出及び当社の承認が現行通り必要です。

(2) 通学定期券発行対象

次に掲げる学校に通学するために居住地もより駅と在籍校もより駅を常時、区間、経路を同じくして乗車する学生、生徒、児童及び幼児に対して発売します。

- ① 原則として学校教育法第1条に規定する学校、専修学校、各種学校その他の教育施設等(現行どおり)
- ② 前項以外に社が指定したもの(学習塾などを含む)

3. 通学定期券発行に必要な書類

(1) 「通学証明書」を定期券購入窓口にご持参、ご提示ください。

各学校等が発行したものであり、次の各号の事項を記載し、学校長その他責任者の押印をもって有効とする。

- ① 氏名、生年月日、住所
- ② 学校名、学科(部科)、学年
- ③ 通学区間(自宅最寄駅～学校最寄駅)
- ④ 発行年月日および有効期間
- ⑤ 発行者の署名または押印

以上